平成２２年（フ）第１１６号
香川県丸亀市前塩屋町２丁目１番40―504号
オレンジハイツ丸亀
債務者　西田　　浩
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８０５号
北九州市八幡西区友田３丁目１番１―302号
債務者　垣田　将志
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９０３号
北九州市八幡東区勝山２丁目７番２―202号
債務者　伊藤ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９０４号
北九州市八幡東区勝山２丁目７番２―202号
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１６号
北九州市若松区藤ノ木１丁目10番16号
債務者　高丸　　務
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９３２号
北九州市若松区西小石町５番９号
債務者　上田恵美香
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４９１号
大分県由布市挾間町挾間508番地３
債務者　森山　純子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３８７号
鹿児島県いちき串木野市大里4607番地３
債務者　濵田　幸美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目29番１―209号
債務者　山野真由美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
沖縄県浦添市沢岻１丁目９番15―301号　当間荘
債務者　新垣　　瑛
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４４０号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1425
債務者　櫻庭百合子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４９号
秋田市浜田字家後184番地　市営住宅５―503号
債務者　齊藤　幸喜
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５５号
秋田市大住３丁目５番49号
債務者　髙橋　春夫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７４号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘３丁目10番地13　スターリットスカイＢ棟102号室
債務者　森山　　一
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘３丁目10番地13　スターリットスカイＢ棟102号室
債務者　森山かよ子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
茨城県龍ケ崎市2849番地15
債務者　山口　　正
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
茨城県龍ケ崎市2849番地15
債務者　山口みち子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係